

建築動態統計調査規則施行要領

一 一般的事項

- (一) 建築動態統計調査の実施に関する都道府県の事務は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、及び建築動態統計調査規則（昭和25年建設省令第44号、以下「規則」という。）によるほか、本要領によるものとする。
- (二) 建築動態統計調査は、建築着工統計調査と建築物滅失統計調査からなっており、これらの種類、内容及び規則との対応関係は別表－1のとおりである。
- (三) 調査又は報告は、10㎡を超えるすべての建築の工事、除却の工事又は災害によって滅失及び損壊した建築物について行う。
- (四) 調査票は、着工予定期日、除却予定期日又は災害のあった日が属する月分を当該月分として作成する。
- (五) 調査票は、国土交通省総合政策局情報政策課建設経済統計調査室建築統計係に送付又は携行する。
- (六) 調査票を郵送又は携行するときは、必ず様式－1の送付目録を添えて紛失脱漏のないように注意すること。
- (七) 調査に必要な事項は次に定めるもののほか、別添の「建築動態統計調査票記入要領」による。

二 建築着工統計調査

- (一) 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査（以下「建築着工統計調査」という。）の調査票の作成は、建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築工事届の受理にあたっては次の点に留意すること。
 - 1 建築工事届を受理したときに一連の受理番号を付す。
 - 2 建築工事費予定額等調査事項の記入漏れのないよう指導する。
- (三) 建築着工統計調査票は建築物着工統計欄と住宅着工統計欄に分かれており、これの記入は次のように行う。
 - 1 建築工事届に記載のある建築物の1棟につき建築物着工統計欄の1行に記入する。
 - 2 1の建築物に住宅の全部又は一部が含まれる場合は、住宅着工統計欄にも記入する。
 - 3 2の場合で1棟の中に利用関係が異なる住宅があるときは、利用関係ごとに1欄ずつ記入する。

三 建築工事費調査

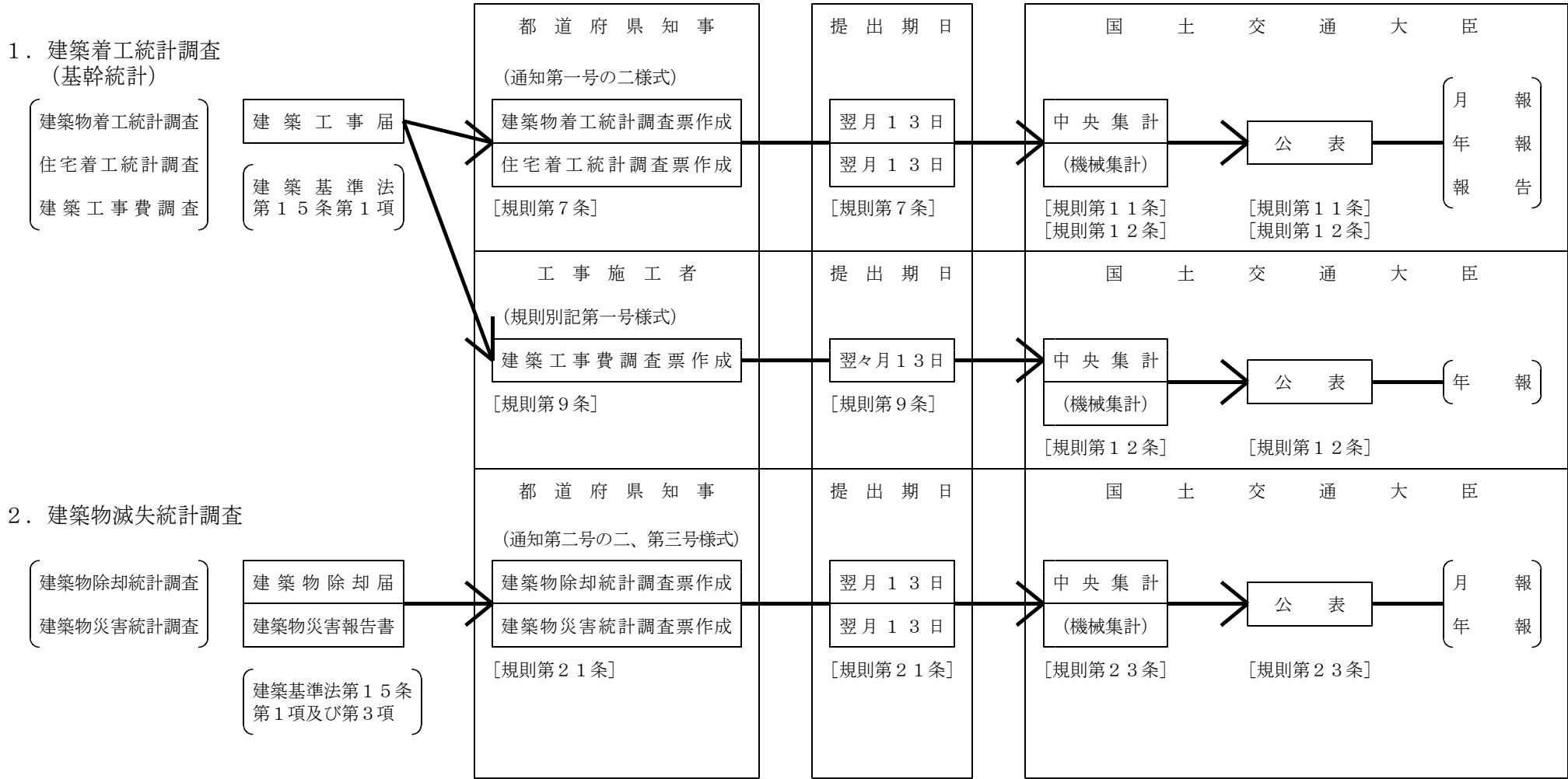
- (一) 国土交通省（委託を受けた民間事業者含む）は、調査対象建築物（工事費予定額20億円未満）の抽出を行い、当該建築物の情報を都道府県に伝達する。
- (二) 都道府県は、工事費予定額20億円以上の建築物及び（一）で示された建築物に係る建築工事届の写しを国土交通省へ送付する。（統計法第30条第1項に基づく協力要請）
- (三) 当該建築工事届の写しを基に国土交通省が工事施工者に調査を実施する。

四 建築物滅失統計調査

- (一) 建築物除却統計調査票の作成は、建築基準法第15条第1項の規定による建築物除却届又は建築工事届から必要事項を転記することによって行う。
- (二) 建築物災害統計調査票の作成は、建築基準法第15条第3項の規定による建築物災害報告書から必要事項を転記することによって行う。

別表－1

建 築 動 態 統 計 調 査



(注) 「規則」とは、建築動態統計調査規則をいう。「通知」とは、国土交通大臣が定める調査票について（令和6年10月1日国総情建第71号）をいう。

第 年 月 号 日

国土交通省総合政策局
情報政策課建設経済統計調査室長 あて

都 道 府 県 部長

建築動態統計調査規則に基づく報告について

標記について、 年 月分を下記のとおり提出いたします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 一、建築着工統計調査票 | 枚 |
| 一、建築物除却統計調査票 | 枚 |
| 一、建築物災害統計調査票 | 枚 |